

平成 2 1 年第 2 回利根町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成 2 1 年 1 1 月 2 0 日

利根町長 遠 山 務

1 . 招 集 の 日 平成 2 1 年 1 1 月 2 5 日

2 . 招 集 の 場 所 利根町議会議場

3 . 付 議 事 件

- (1) 平成21年度利根町一般会計補正予算 (第 3 号) の専決処分について
- (2) 平成21年度利根町一般会計補正予算 (第 4 号) の専決処分について
- (3) 利根町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- (4) 利根町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
- (5) 平成21年度利根町一般会計補正予算 (第 5 号)
- (6) 平成21年度利根町国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)
- (7) 平成21年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- (8) 平成21年度利根町水道事業会計補正予算 (第 3 号)

平成 2 1 年第 2 回利根町議会臨時会会期日程

日次	月 日	曜日	会 議	内 容	開議時間
1	11. 25	水	本 会 議	開会 提出議案説明（採決）	午前10時

平成21年第2回
利根町議会臨時会会議録

平成21年11月25日 午前10時開会

1.出席議員

1番	能登百合子君	9番	五十嵐辰雄君
2番	西村重之君	10番	会田瑞穂君
4番	守谷貞明君	11番	飯田勲君
5番	高橋一男君	12番	岩佐康三君
6番	中野敬江司君	13番	高木博文君
8番	今井利和君	14番	若泉昌寿君

1.欠席議員

なし

1.説明のため出席した者の氏名

町	長	遠山	務君
総務課	長	飯田	修君
企画財政課	長	秋山	幸男君
税務課	長	鈴木	弘一君
町民生活課	長	高野	光司君
健康福祉課	長	師岡	昌巳君
経済課	長	菅田	哲夫君
都市建設課	長	飯塚	正夫君
会計課	長	飯田	美代子君
教育	長	伊藤	孝生君
教育委員会事務局	長	鬼沢	俊一君
水道課	長	福田	茂君

1.職務のため出席した者の氏名

議会事務局	長	木村	克美
書	記	蛭原	一博
書	記	飯田	江理子

1. 会議録署名議員

13番 高木博文君

1番 能登百合子君

1. 議事日程

議 事 日 程

平成21年11月25日(水曜日)

午前10時開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の件

日程第3 議案第68号 平成21年度利根町一般会計補正予算(第3号)の専決処分について

日程第4 議案第69号 平成21年度利根町一般会計補正予算(第4号)の専決処分について

日程第5 議案第70号 利根町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

日程第6 議案第71号 利根町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

日程第7 議案第72号 平成21年度利根町一般会計補正予算(第5号)

日程第8 議案第73号 平成21年度利根町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

日程第9 議案第74号 平成21年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)

日程第10 議案第75号 平成21年度利根町水道事業会計補正予算(第3号)

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の件

日程第3 議案第68号

日程第4 議案第69号

日程第5 議案第70号

日程第6 議案第71号

日程第7 議案第72号

日程第8 議案第73号

日程第9 議案第74号

日程第10 議案第75号

午前10時01分開会

議長（若泉昌寿君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、ただいまから平成21年第2回利根町議会臨時会を開会いたします。

会議に入るに先立ち、先月10月1日付で人事異動がありました。ここで、異動により就任した職員の自己紹介をお願いいたします。

初めに、総務課長飯田 修君。

〔総務課長飯田 修君登壇〕

総務課長（飯田 修君） 10月1日付で総務課長を拝命いたしました飯田 修です。どうぞよろしくをお願いいたします。

議長（若泉昌寿君） 次に、税務課長鈴木弘一君。

〔税務課長鈴木弘一君登壇〕

税務課長（鈴木弘一君） 10月1日より税務課長を拝命しました鈴木弘一と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。

議長（若泉昌寿君） 次に、経済課長菅田哲夫君。

〔経済課長菅田哲夫君登壇〕

経済課長（菅田哲夫君） 10月1日をもちまして経済課長、あわせて農業委員会事務局長を拝命いたしました菅田哲夫でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

議長（若泉昌寿君） 次に、都市建設課長飯塚正夫君。

〔都市建設課長飯塚正夫君〕

都市建設課長（飯塚正夫君） 10月1日付で都市建設課長になりました飯塚でございます。お手やわらかによろしくお願ひします。

議長（若泉昌寿君） 次に、会計課長飯田美代子さん。

〔会計課長飯田美代子君登壇〕

会計課長（飯田美代子君） 10月1日付で会計課長並びに会計管理者を命ぜられました飯田でございます。よろしくをお願いいたします。

議長（若泉昌寿君） 次に、水道課長福田 茂君。

〔水道課長福田 茂君登壇〕

水道課長（福田 茂君） おはようございます。10月1日付で水道課長を拝命いたしました福田でございます。よろしくお願ひします。

議長（若泉昌寿君） 以上で、紹介を終わります。

これより本日の会議を開きます。

議長（若泉昌寿君） 日程に入る前に諸般の報告を行います。

町長から議案が提出されておりますので、報告させます。

議会事務局長木村克美君。

〔議会事務局長木村克美君登壇〕

議会事務局長（木村克美君） 今期臨時会に町長から議案が提出されましたので、ご報告申し上げます。

議案第68号 平成21年度利根町一般会計補正予算（第3号）の専決処分について、議案第69号 平成21年度利根町一般会計補正予算（第4号）の専決処分について、議案第70号 利根町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例、議案第71号 利根町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例、議案第72号 平成21年度利根町一般会計補正予算（第5号）、議案第73号 平成21年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、議案第74号 平成21年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）、議案第75号 平成21年度利根町水道事業会計補正予算（第3号）、以上、専決処分2件、条例の一部改正2件、補正予算4件、計8件の議案が提出されております。

以上で、報告を終わります。

議長（若泉昌寿君） 報告が終わりました。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

これから議事日程に入ります。

議長（若泉昌寿君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第118条の規定により、

13番 高木博文君及び

1番 能登百合子君

を指名いたします。

議長（若泉昌寿君） 日程第2、会期の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日としたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（若泉昌寿君） 異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

議長（若泉昌寿君） 審議に入るに当たり、本臨時会に提出されました議案の総括説明を求めます。

町長遠山 務君。

〔町長遠山 務君登壇〕

町長（遠山 務君） 皆さん、おはようございます。

総括説明に入る前に、先日、ゲートボールの方が数名見えまして、今月だと思ったんですけれども、茨城県の大会で準優勝をされたということで、来年度、石川県の方の全国大会へ出場するという報告に見えましたので、この場をおかりして皆様に私の方から、大変喜ばしいことなので、ご報告をさせていただきます。

それでは、早速、総括説明に入ります。

平成21年第2回利根町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には、何かとご多忙中にもかかわらずご出席を承り、厚く御礼を申し上げます。

早速、本日、提出いたしました議案の総括説明を行います。

今回の臨時会は、本年2回目となりますが、去る8月11日に出されました人事院勧告に伴いまして、12月期の期末手当や勤勉手当の支給基準日であります12月1日の前日までには関連条例が改正されていることが必要となることから、本日、臨時会を招集したものでございます。

提出しました議案は、専決処分が2件、条例改正が2件、補正予算が4件で、合計8件のご審議をお願いするものでございます。

議案第68号及び議案第69号は専決処分の報告でありまして、議案第68号は平成21年度利根町一般会計補正予算（第3号）の専決処分について、議案第69号は平成21年度利根町一般会計補正予算（第4号）の専決処分についてで、いずれも地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

議案第70号は、利根町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例でありまして、さきにも触れましたが、本年8月の人事院勧告に伴い、職員の12月支給の期末手当や勤勉手当の支給率、職員の給料表、そして時間外勤務手当の支給割合等を改定するものであります。また、あわせて町長及び教育長の12月期の期末手当の支給率も改定したいので、提案するものであります。

議案第71号は、利根町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例で、議案第70号の利根町職員の給与に関する条例等の一部を改正するに伴い関連規定を改めたいので、提案するものでございます。

議案第72号は、平成21年度利根町一般会計補正予算（第5号）で、歳入歳出それぞれ288万4,000円を追加し、総額を53億4,632万円とするものであります。歳入は繰入金でありまして、歳出はすべて10月1日付の人事異動に伴うものであります。

議案第73号は、平成21年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）で、直営診療施設勘定の歳入歳出にそれぞれ64万8,000円を追加し、総額を1億2,343万9,000円とするものであります。

議案第74号は、平成21年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）で、歳入歳出それぞれ12万6,000円を追加し、総額を3億8,637万円とするものであります。

議案第75号は、平成21年度利根町水道事業会計補正予算（第3号）で、収益的収入及び

支出の水道事業費用を317万3,000円追加し、総額を3億9,507万8,000円とするものであります。また、議会の議決を得なければ流用することのできない経費である職員給与を317万3,000円流用し、総額を6,149万2,000円と改めるものでございます。

以上、全議案の概要につきましてご説明を申し上げましたが、詳細につきましてはそれぞれの担当課長から説明をさせたいと思いますので、お手元の議案書等によりご審議の上、何とぞ適切なるご判断を承りますようよろしくお願いをいたします。

議長（若泉昌寿君） 総括説明が終わりました。

議長（若泉昌寿君） 日程第3、議案第68号 平成21年度利根町一般会計補正予算（第3号）の専決処分についてを議題といたします。

補足説明を求めます。

企画財政課長秋山幸男君。

〔企画財政課長秋山幸男君登壇〕

企画財政課長（秋山幸男君） それでは、議案第68号 平成21年度利根町一般会計補正予算（第3号）の専決処分について補足してご説明申し上げます。

これは、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、9月18日に専決処分を行ったものでございます。

5ページをお開き願います。

歳入でございますが、款17繰入金、目1財政調整基金繰入金で、今回の補正予算の財源に充てるため7万円を基金から繰り入れをするものでございます。

次に、歳出でございますが、款9教育費、目1保健体育総務費で7万円を増額するものでございます。これは、平成21年10月17日から宮崎県で開催されました全国スポーツレクリエーション大会に出場しました、利根町ゲートボール協会青空会に対して補助を行うためのものでございます。

議長（若泉昌寿君） 説明が終わりました。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（若泉昌寿君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第68号 平成21年度利根町一般会計補正予算（第3号）の専決処分についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（若泉昌寿君） 起立全員です。したがって、議案第68号は原案のとおり承認されました。

議長（若泉昌寿君） 日程第4、議案第69号 平成21年度利根町一般会計補正予算（第4号）の専決処分についてを議題といたします。

補足説明を求めます。

企画財政課長秋山幸男君。

〔企画財政課長秋山幸男君登壇〕

企画財政課長（秋山幸男君） それでは、議案第69号 平成21年度利根町一般会計補正予算（第4号）の専決処分につきまして補足してご説明申し上げます。

これは、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、11月9日に専決処分を行ったものでございます。

5ページをお開き願います。

歳入につきましてご説明申し上げます。

款13国庫支出金、目2衛生費国庫補助金で498万1,000円を増額するものでございます。これは、新型インフルエンザ予防接種助成事業補助金でございまして、国で定めました新型インフルエンザの予防接種優先接種者のうち、生活保護及び町民税非課税世帯の者に対して、予防接種料の2分の1が国から補助されるものでございます。

款14県支出金、目3衛生費県補助金で249万円を増額するものでございます。こちらも、同様に予防接種料の4分の1が県から補助されるものでございます。

次に、款17繰入金、目1財政調整基金繰入金で1,253万1,000円を増額するものでございます。これは、今回の補正予算の財源に充てるため基金から繰り入れを行うものでございます。

次に、6ページをお願いいたします。

歳出でございますが、款4衛生費、目2予防費で1,700万2,000円を増額するものでございます。これは、歳入でもご説明申し上げましたが、国で定めました新型インフルエンザ予防接種優先接種者のうち、生活保護及び町民税非課税世帯の者、また、本町独自に、新型インフルエンザが発症する割合が高く、重症化の傾向が見られます1歳から小学校3年生までのお子さん、また1歳未満のお子さんの保護者の方及び妊婦に対して予防接種料を補助するため、予防接種委託料、予防接種補助金や事務費などの経費を見込んだものでございます。

次に、款7土木費、目2道路維持費で300万円を増額するものでございます。これは、平成21年10月8日の台風18号により、羽根野地内の町道1005号線ののり面が崩壊したこと

による道路災害復旧のための測量設計業務委託費を見込んだものでございます。

以上で、終わります。

議長（若泉昌寿君） 説明が終わりました。

これから本案に対する質疑を行います。

11番飯田 勲君。

〔11番飯田 勲君登壇〕

11番（飯田 勲君） ただいまの議案に対して、1点お聞かせいただきたいと思えます。

ただいまの説明によりますと、この新型インフルエンザ予防接種ですが、生活保護世帯あるいは1歳から小学3年生まで対象ということですが、この金額というのは対象人数もある程度考慮してあるのではないかなと思います。1人当たりどのぐらいの補助、そして何人ぐらいを想定して計上されているのか、お聞かせいただきたいと思えます。

議長（若泉昌寿君） 健康福祉課長師岡昌巳君。

〔健康福祉課長師岡昌巳君登壇〕

健康福祉課長（師岡昌巳君） それでは、飯田議員のご質問にお答え申し上げます。

今回の新型インフルエンザの接種対象見込みでございますが、合計で約6,000人と見込んでおります。そのうち、生活保護世帯、また町民税非課税世帯におきましては1,620名の方を見込んでございます。これは、国で示されております接種対象者のうちの約27%が該当するというところでございます。

それで、1人当たりの金額でございますが、第1回目が3,600円、それと第2回、2回接種を予定してございますが、2回目につきましては、同じ医療機関で接種した場合には2,550円ということで計上してございます。

それから、個別の人数でございますが、先ほどの6,000人の内訳でございますが、妊婦につきましては約90名、それから、1歳から小学校3年生までが約940名、1歳未満児の保護者等が164名、小学校4年生から小学6年生までが約300名、中学1年生から高校3年生が638名、65歳以上が3,522名、それと医療従事者と基礎疾患者が350名ということで、6,000人の予定でございます。

それから、町単独の人数でございますが、町単独というか、この助成、6,150円の助成対象者でございますが、約2,700名でございます。それで、委託費と補助金に分けてございますが、町の方で町内機関あるいは取手市医師会等と委託をしまして、そちらにはお金を払わなくても済むということで、約6割の方が委託費の方で計上してございます。

また、負補交、補助金につきましては、町と委託できない医療機関等につきましては約4割の方を計上してございます。

議長（若泉昌寿君） 11番飯田 勲君。

11番（飯田 勲君） 今の説明で大体わかりましたが、ということは個人負担はない

ということなんですか。その1点、お聞かせいただきたいと思います。

議長（若泉昌寿君） 健康福祉課長師岡昌巳君。

〔健康福祉課長師岡昌巳君登壇〕

健康福祉課長（師岡昌巳君） 先ほど申し上げましたように、生活保護世帯、また住民税非課税世帯につきましては、これは国の方針もございまして、自己負担はございません。

また、町単独で、妊婦の方、それから1歳から小学校3年生までの方、1歳未満児の保護者の方につきましては全員町単独で補助しますので、負担はございません。

議長（若泉昌寿君） 質疑ありませんね。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（若泉昌寿君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第69号 平成21年度利根町一般会計補正予算（第4号）の専決処分についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（若泉昌寿君） 起立全員です。したがって、議案第69号は原案のとおり承認されました。

議長（若泉昌寿君） 日程第5、議案第70号 利根町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

補足説明を求めます。

総務課長飯田 修君。

〔総務課長飯田 修君登壇〕

総務課長（飯田 修君） それでは、議案第70号 利根町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例につきまして補足してご説明申し上げます。

今回の改正は、平成21年8月の人事院勧告に伴いまして、職員の給料月額、住居手当の支給内容、期末手当及び勤勉手当の支給率、時間外勤務手当の支給割合、町長及び教育長の期末手当支給率の規定を改めたいので、提案をするものでございます。

なお、この議案第70号につきましては、一つの改正に対しまして施行期日が異なるもの、また関連する条例が複数ありますことから、一つの条例にいたしまして提出させていただいておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

参考資料の新旧対照表によりご説明いたします。

初めに、第1条関係ですが、利根町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。

第12条の2ですが、住居手当の規定でございまして、第1項第2号はこれまで職員が家を新築または購入をした場合、5年間は住居手当といたしまして、次のページになりますが、月額2,500円の支給を受けておりましたけれども、今回の改正によりまして、本年12月1日から廃止することになります。この第2号を削除するに伴いまして、現行の「第3号」を「第2号」に、次の第2項におきましては、2ページをお願いいたします。現行の第2号を削除しますことから、「第3号」を「第2号」に繰り上げるものでございます。

次に、第20条第2項は、期末手当についてでございます。現行では、12月に支給する場合は、一般職員が「100分の160」、1.6カ月分ですけれども、これを「100分の150」、1.5カ月分といたしまして、職務の級が5級以上の職員、特定幹部職員ですが、これにつきましては現行では「100分の140」となっておりますが、これを「100分の125」に改めるものでございます。

第3項は、再任用職員に対します適用ですが、これにつきましても12月の期末手当率の改正でありまして、一般職員について現行では「100分の85」を「100分の80」に改め、特定幹部職員につきましては「100分の75」を「100分の70」と改めるものでございます。

第21条の第2項は、勤勉手当率の改正でございまして、4ページをお願いいたします。第1号ですが、一般職員に支給されます勤勉手当の率を、現行の「100分の75」を「100分の70」に改めるものでございます。

次の5ページですが、別表第2、行政職給料表の一部改正でございます。下線の部分が今回改定となるものですが、給料表全体では平均0.2%の減額となっております。そのうち、初任給を中心といたしました若年層及び医師につきましては据え置きとなっております。この表を比較いたしますと、2級の職員が200円程度、3級が400円から600円、4級、5級が700円程度の減額となっております。

10ページをお願いいたします。

医療職給料表の改定ですが、上から3行目のアの医療職給料表(一)につきましては、医師の給料表でございまして、今回改定はございません。

イの医療職給料表(三)ですけれども、保健師、看護師の給料表でございます。これにつきましても、下線のある部分が今回改定となります。

17ページをお願いいたします。

第2条関係ですが、利根町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例で、第1条と同じ条例ですけれども、第1条とは施行日が異なるため、このように提案させていただいております。

第13条ですが、これは給与の減額規定でございまして、現行の下線部分の「職員が勤務

しないときは」の後に、「勤務時間条例第8条第1項に規定する時間外勤務代休時間」を加えるものでありまして、この第8条第1項は通常の残業について規定しているものですが、次の第14条の時間外勤務手当が関連いたしますので、そちらで説明をさせていただきます。

18ページをお願いいたします。

改正案の第3項の後に、第4項、第5項、第6項を加えるものですが、第4項は時間外勤務手当の支給率の追加改正でございまして、これまで午前5時から午後5時までの時間帯につきましては100分の125、午後10時から翌朝午前5時までには100分の50を時間外手当率として支給してございましたけれども、今回の改正によりまして、1カ月60時間を超えた分については「100分の125」ではなく「100分の150」に改めまして、午後10時から翌朝5時までの分につきましては100分の175とする規定を新たに加えるものでございます。

第5項におきましては、時間外勤務代休時間の規定の取り扱いでございまして、時間外勤務時間が1カ月60時間を超えた場合に、その時間に対しまして時間外勤務代休時間を指定したときは、第4項で100分の150としております時間外勤務手当割り増し分の率では支給しないで、通常の時間外勤務手当率であります100分の125との差であります100分の25分につきましては手当を支給しないで、それを代休とする規定を新たに加えるものであります。

第6項は、再任用短時間勤務職員について規定してございまして、現在、当町に該当者はおりませんが、1カ月60時間を超えて時間外勤務をした場合には、その超えた分については100分の100とございますが、すべて代休とするものであります。

今、説明いたしました第13条及び第14条の改正案につきましては、平成22年の4月1日から施行とするものであります。

次に、第20条の第2項期末手当についてですが、これにつきましても平成22年4月1日から適用とするものでありまして、6月に支給いたします一般職員の期末手当の率を「100分の140」から「100分の125」に改正いたしまして、給料表5級以上の職員、特定幹部職員につきましては「100分の120」を「100分の105」と改めるものでございます。

第20条第3項、次のページになります。再任用職員の6月の期末手当率ですが、現行では再任用の一般職員が「100分の75」を「100分の65」に改めまして、再任用職員で特定幹部職員は「100分の65」を「100分の55」に改め、12月の期末手当率では、再任用の一般職員が「100分の80」を「100分の85」に、再任用の特定幹部職員においては「100分の70」を「100分の75」に改めるものでございます。

第21条第2項は、勤勉手当についてでございます。職員の勤勉手当の率の改正ですけれども、第1号ですが、給料表5級以上であります特定幹部職員の勤勉手当率を「100分の95」から「100分の90」に改めまして、第2号では、再任用職員の勤勉手当を、現行では6月支給分が「100分の35」、12月支給分が「100分の40」、特定幹部職員については、

6月分「100分の45」、12月分は「100分の50」となっておりますけれども、これを6月支給分と12月支給分の率を同率とするものでございまして、再任用一般職員は6月、12月とも勤勉手当率が「100分の35」、再任用特定幹部職員は6月、12月それぞれ「100分の45」に改めるものでございます。

22ページをお願いいたします。

第3条関係ですが、利根町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正でございまして、現行で第7条は削除という取り扱いになっておりますことから、現行の7条を削り、「第8条」を「第7条」と改正いたしまして、時間外勤務代休時間の規定を第8条とし、第1項では時間外勤務が1カ月60時間を超えた場合に、その超えた時間数に対して時間外勤務手当の一部の支給にかえて、時間外勤務代休時間を規定することができると規定を新たに加えるものでございます。

第2項は、時間外勤務代休時間を指定された職員は、これは当然のことではありますが、その指定された時間には勤務を要しない規定でございまして。

次のページで、第8条の3第2項ですが、現行の「第8条」が「第7条」にかかわることによります条番号の改正であります。

第10条は、国民の祝日及び年末年始の休日勤務をした場合の代休の指定は休日を除くとなっております。これも当然かと考えますが、これに、先ほど説明いたしました1カ月60時間を超えた時間外勤務手当の一部を時間外勤務代休時間と指定された日も同様とするものでございます。

25ページをお願いいたします。

利根町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例で、議案書の第4条関係ですがけれども、附則の7項におきまして、現行では平成18年の給料減額改定があり、その当時支給を受けていました職員において、給料月額に達しない者にはその差額を補償額といたしまして現在支給しておりますが、この補償額についても、今回の改正によりまして民間との格差調整率0.24%を本年4月分から減額いたしまして、100分の99.76%の支給額とする旨を規定するものでございます。

改正案の一番下の行に、第何号と空白がございましてけれども、これは本日この条例が可決された場合に番号が入ってくることとなります。

27ページをお願いいたします。

第5条関係ですが、利根町長の給料及び旅費に関する条例の一部を改正する条例で、町長の期末手当率の改正でございまして。6月の期末手当率を、現行の「100分の160」から「100分の145」に、また、12月の期末手当率につきましては、「100分の175」から「100分の160」に改めるものでございます。これに伴いまして、利根町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第4条の規定に基づきまして、議員の皆様様の期末手当につきましても町長と同じ支給条件となっております。

次のページをお願いいたします。

第6条関係で、利根町教育委員会教育長の給与、勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例でございます。これにつきましても教育長の期末手当率の改正でございます。6月、期末手当率を「100分の160」から「100分の145」に、10月においては「100分の175」を「100分の165」に改めるものでございます。

29ページになりますが、附則第1項では施行期日の規定でございます。この条例は平成21年12月1日から施行いたしますけれども、第2条及び第3条の規定につきましては、平成22年4月1日から施行するものでございます。

第2項は、平成21年12月に支給いたします期末手当に関する特例措置を規定してございまして、平成21年4月1日から支給した給与の官民格差、先ほど申し上げましたけれども、0.24%分を12月に支給となります。期末手当から調整額として減額をする規定でございます。

第2項第1号につきましては、調整額として対象となりますのは、次のページになりますけれども、上から3行目の給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当、これらの月額合計の0.24%掛けることの4月から今月まで、11月までの8カ月分となっております。

下の枠内の給料表は、今回、減額対象外となります。給料表の範囲でございます。当町では、これに7名の職員が該当してございます。

第2号は、本年6月の期末勤勉手当支給分についても、0.24%を調整額として減額する旨を規定したものでございます。

第3項につきましては、利根町企業職員への第2項の適用規定でございます。

説明は以上でございます。

議長（若泉昌寿君） 説明が終わりました。

これから本案に対する質疑を行います。

13番高木博文君。

〔13番高木博文君登壇〕

13番（高木博文君） 私、3点にわたって質疑をしたいと思っております。

まず第1は、先ほど提案理由が修正されて、人事院勧告に伴い云々ということになりました。これは当然のことであろうかと思っております。今国会、30日までが当初の予定で、この間に成立するかどうか疑問視されているような状況であります。

地方公務員の賃金については、確かに国準拠という慣例が今日までありましたし、多くの自治体がそれに従い、利根町においても県の指導のもとでこういった対応を図っているんだと思いますが、国の場合は、対応する民間の企業、職種についての調査を行い、人事院勧告を行っておりますが、県の場合は、一応人事委員会をつくられておると思いますが、ここにおいては県及び利根町等に関係する民間の実態を調査して、何がしかの、いわば勧告に近い中身のものを出しているのかどうか、まず第1点目の質問であります。

二つ目には、今回のこの一時金等を中心とするカットによる生み出される金額は、現時点で、あらましで結構ですけれども、大体どういった金額になるのか。そして、それらについての扱いは、本時点で補正予算出されているわけじゃありませんから今後の対応になると思いますけれども、決算時の決算補正になって、そしてこれの使い道もその時点で明らかにされるのかどうか、この点についてが2点目です。

三つ目が、この一時金カットを伴う今回の職員の労働条件の不利益変更になるわけですが、これについて職員及び職員を代表する立場の人たちに対し、管理者から何がしかちゃんとした説明がなされているのかどうか。あるいは、今後どう対応されようとしているのか、この点についてお聞きをしたいと思います。

議長（若泉昌寿君） 総務課長飯田 修君。

〔総務課長飯田 修君登壇〕

総務課長（飯田 修君） それでは、高木議員の質問にお答えを申し上げます。

初めに、第1点目ですが、人事院勧告に基づいて提案させていただきましたけれども、この人事院勧告については民間の調査をどのように調査して出しているのかということですが、すけれども……。

13番（高木博文君） 国はこうであるけれども、県の人事委員会はどのようにしているのかということ……。

総務課長（飯田 修君） 今回、提案させていただいておりますのは、国の人事院勧告に基づきまして提案をさせていただいておりますけれども、茨城県の人事委員会によります調査については、利根町の給料体系については十分承知しているわけでございますけれども、各市町村ごとの調査は実施されていないものと理解しております。

この減額に伴いましてどのくらい減額になるのかということですが、申しわけございません。総額、約ですけれども2,250万円。内訳ですけれども、6月に0.2%の減額をいたしましたけれども、これの影響額が約1,160万円。12月のボーナス0.15カ月の減額ですけれども、影響額として概算、概々算ですけれども約900万円。それから、先ほど官民格差ということで0.24%と申し上げましたけれども、これに影響するものが約190万円。合わせまして2,250万円ほどの減額となっております。

それから、3点目の職員への周知につきましては、庁議で協議いたしまして、それから職員組合の方へこのように取り扱いたいということで総務課の方から申し出をしたところでございます。

議長（若泉昌寿君） 11番飯田 勲君。手挙げなかった、失礼しました。

12番岩佐康三君。

〔12番岩佐康三君登壇〕

12番（岩佐康三君） この議案第70号、利根町の職員の給与に関する条例ですけれども、どうも職員の方々、ラスパイレス指数とか云々とかという形になると、茨城県でも一

番最下位に近い何か給与体系だということはお聞きしておりますが、今、高木議員から質問あったように、利根町の状況をいろいろ考慮されて、民間との差異とかそういうことも考慮されて、すべて人事院勧告に従わなくちゃいけないということもないんじゃないかと思うんですが、財政さえ何とかなればですね。そこらあたりをぜひ行政側としてどんなふうに考えているのか、お答えを願いたいと思います。

2点目に、議案第70号の第20条ですね、この第3項中100分の160を100分の150に。そのほかはいいんですけれども、数字は合っているんでしょうかね。この再任用職員の給料、ボーナスですね。これに関して大体平均すると、100分の160を150じゃなくて、普通だったら80から85にすべき率かなと思うんですけれども、もしこれが150で間違いないとすればどういった方が該当するのか、お聞かせ願いたいと思います。

議長（若泉昌寿君） 総務課長飯田 修君。

〔総務課長飯田 修君登壇〕

総務課長（飯田 修君） それでは、岩佐議員の質問にお答えをしたいと思います。

初めに、人事院勧告に基づいて実施するのはいたし方ないということで、町はどのように考えているのかということですが、やはり我々は、皆さんも同じだと思うんですけれども、準公務員、公務員でありまして、国から国民の税金をいただいて交付税なるものをいただいておるわけでありまして、日本国全体が公務員の給料が高いというような設定であれば、国の持っている人事院、それに伴います勧告に従って町も従うべきであろうと。確かに、岩佐議員が言われますラスパイレス指数、国を100とした基準で国は出しているかと思えますけれども、利根町の場合は、県下でも下位、ワーストスリーに入っています、91.8という数字でございます。その辺の考えもあるかと思えますけれども、どうしても国と地方自治体がある程度一体となっていることを考えれば、やむを得ない対応ではないかと考えます。

それから、再任用職員ですけれども、100分の160を100分の150と改正するわけですが、ご承知のことかと思えますけれども、再任用職員については給料が現職よりもかなり低い。利根町に今2名の方がおりまして、絶対数値というんですか、それがかなり低いものですから、この下げ幅がこの程度におさまっていると認識しております。

議長（若泉昌寿君） 12番岩佐康三君。

12番（岩佐康三君） 再任用される方、給料の面とか、いろいろその人によって違うのかなと思うんですけれども、今のご説明だと、2名の方が再任用されている中で、該当するかどうかわかりませんが、この期末手当、普通は約半分ですよね、普通はですよ。この数字から見ると、例えば100分の125とあるのを100分の70ぐらいに、半分プラス5ぐらいの形の数値になっていますけれども、この160を150にということはあんまり変わらないわけですが、何か特殊なそういう資格を持っている方とか、何かそういう形を私はお聞きしたいなと思ったんですが、どういう職種なのかと思って、それだけお答え

願いたいと思います。

議長（若泉昌寿君） 総務課長飯田 修君。

〔総務課長飯田 修君登壇〕

総務課長（飯田 修君） お答えいたします。

行2給料表の職員でございますが、現業職員ということで給食を取り扱っている職員2名を、現在、再任用として雇って……働いていただいております。

議長（若泉昌寿君） 6番中野敬江司君。

〔6番中野敬江司君登壇〕

6番（中野敬江司君） 私の方からも質疑させてもらうんですけども、先ほど総務課長の方からカット総額が2,250万円ということのご答弁いただいておりますけれども、この一般行政職の最低の人のカット額はどのぐらいか。それから、最高の人のカット額はどのぐらいになるのかということをお尋ねしたいと思います。

また、先ほど町長からの議案の説明の中で、今国会で改定を前提に実施とご説明あったわけですが、この条例はこれから採決されると思うんですが、採決されて議決された場合、この条例はどういうあれとですね、国が今国会で法案が成立しなかった場合の取り扱いはどうなるのかということ、ここで確認したいと思います。

議長（若泉昌寿君） 総務課長飯田 修君。

〔総務課長飯田 修君登壇〕

総務課長（飯田 修君） 今回の条例改正によりまして最高、最低のカット額ということですが、給料表の改定によりまして全体で約0.2%のカット率になると先ほど説明で申し上げましたけれども、これにおきまして国家公務員の場合は年間16万4,000円、平均で、利根町場合ですが、先ほど申し上げましたラスパイレスが低いということもありますけれども、年間総額、平均ですけれども14万4,000円のカット額となります。最低額、最高額についてはちょっと今調査してございませんので、ご理解をいただきたいと思っております。

2点目の今国会、第173回の臨時国会に、先月の10月27日に国家公務員の給料の改定、法律の改定が提出されておりますけれども、いまだ衆議院審議中ということで、昨日まで決定されていないということで、茨城県内でも各自治体さん、昨日まで約10自治体がこの給料の改正に伴いまして議会を開催しているところでございます。今後、30日までにはすべての県内の自治体が議会にかけるということを伺っております。

今回で成立しなかった場合という想定はしておりませんが、県で伺いましたら、間違いないであろうという形で今回提案させていただいているものですが、国会で否決、または廃案になった場合には、人事院勧告というものは生きておりますので、今回可決された場合には利根町の場合はそのまま施行するという形になってくるかと思っております。

議長（若泉昌寿君） 6番中野敬江司君。

6番（中野敬江司君） これは、課長に要望としてお願いしておきたいんですけども、こういう条例案出す場合、これは今の技術でいえばコンピューターがあるわけですから、大体給与はわかっているわけですね。それで算出、その数字を入れれば出てくるんですよ。ですから、今、国では16万何がし、利根町では平均14万4,000円のカット額になるだろうということですけども、これは私が言った最低、最高の幾らでも算出できる、今、世の中ですから、こういう場合だってちゃんと答弁できるように資料をきちんとそろえていただきたいと、こう思います。これは要望です、答弁は要りません。

議長（若泉昌寿君） 質疑を打ち切ります。

討論を行います。

13番高木博文君。

失礼しました。まず、反対の方の討論発言を許します。

13番高木博文君。

〔13番高木博文君登壇〕

13番（高木博文君） 13番高木です。反対の討論を行います。

今までの質疑の中でも一部は明らかになりましたけれども、今回の条例の提案は、国が給与を改定するであろうということを想定して出されております。しかし、実際はまだわからない状況にもあります。

本来、公務員の賃金については、公務員から労働基本権を奪った代償として、国においては人事院制度というものをつくって、第三者機関、これが民間の事業所の実態を調査し、国家公務員と対比をし、国に勧告をし、政府が閣議で決定をして国会で審議をし、結論を出す。これは、国の公務員についての決まりであります。しかし、これは地方自治体を必ずしも拘束するものではない。国準拠という大枠のもとで慣行として定着し、実際そうなっているというのではないのでしょうか。

事実、夏の段階においても、利根町の職員の一円カットが行われたわけでありますけれども、4,400ある自治体のうち、約1割は国とは違う時期、そして違う中身で給与を改正しております。事実、茨城県においても、きょうの新聞に出ておりましたように、高萩の市議会では執行部提案が賛成少数で否決され、恐らくこれに対して法律的なペナルティーは科せられない。同時に、地方自治体が独自の調査とか、考え方に基づいて提案をし決めた場合については、これは国も結果的に尊重せざるを得ない、認めざるを得ない。そういう仕組みになっているかと思えます。

そういう意味では、今回の場合、提案理由は一応訂正はなされましたけれども、あの時点でああいうような表現で提案をするというのは、非常に乱暴なことではないかというのが1点であります。

そして、2点目には、やはり不利益をもたらす明らかな労働条件低下の中身でありますから、十分にこれは職員の皆さんとは管理者側は話し合いをする必要がある。庁議で決定

をした、職員組合の代表にもそのことを申し伝えたという答弁でありましたけれども、率直に言って、私は見る限り、利根町における職員組合の実態知りませんけれども、それを職員全体に周知するだけの時間があつたのかどうか。

また、庁議でのやつも、こういう中身をかけるという程度であつて、恐らくここで協議とか、相談、周知を図るという形にはなっていないだろうと。恐らく職員の皆さん等にとつても、自分の労働条件が悪くなる、現在の経済情勢や住民との気分感情を考えればいたし方ないと思う反面、それを果たしてどのように使われるのか、こういった点も考えてこうした条件の変更については納得するということになってくるんじゃないでしょうか。

お聞きすると2,200万円という金額で、これは恐らく最終的には住民のために使われると私は信じておりますけれども、やはりそこにカットされた住民の士気を低下させない、頑張つて住民のために奉仕しようという気をちゃんと持ち続けられるような、ちゃんとした会社側からの働きかけ、手続、これは必要ではなからうかというぐあいに思います。

さらに加えて、国準拠、国準拠ということをおっしゃるけれども、私が知るところ、利根町の職員の場合においても、国の人事院勧告制度で地域調整手当、別名都市手当ともいっておりますけれども、一応曲がりなりにも最低ランクで利根町もその対象になっているはずですが、多分これはまだ国に同じ条件には満たされていないと思います。都合のいいことは国準拠で国に従うけれども、都合の悪いことについてはそれとは別の方法をとると。やはり利根町の実態を踏まえ、また、利根町独自で調査することが不可能であるならば、茨城県の中できっちりそれを調査してもらつて、そのもとに利根町がやはり態度を決めて職員に対して働きかけをしていく、住民に周知を図る、こういう手続は必ずしも踏まれていない。

そういうことを考えた場合、私は、今回提案されているこの時期のこの給与法案の条例改定については、反対の態度を表明せざるを得ません。

以上です。

議長（若泉昌寿君） 次に、賛成の方の発言を許します。

4番守谷貞明君。

〔4番守谷貞明君登壇〕

4番（守谷貞明君） 私が賛成する理由は、単純明解に大きく分けて二つあります。

まず、国家公務員の給与水準待遇というんですかね、これが民間よりもかけ離れていいということが、最近の多くの世論であります。国家公務員の待遇が民間よりも低かつたのは昭和30年代のころで、そのころは民間が右肩上がりで、経済がどんどん成長してました。国家公務員や地方公務員はスト権が認められずに、そのころ非常に民間との格差がありまして、それで国家公務員は、生活を保障するために、人事院がそのころから徐々に民間に追いつくように上げる操作をしてきましたね。それは、国会でも、メディアでも、国家公務員や地方公務員の給料が民間に比べて安いという世論があつたればこそ、そういう

措置がとられました。しかし、現在ではそれが逆転しております。

そういう中で、国家公務員制度の改正が求められています。現在の民主党政権も、それについて国民の民意を受けて、先月の総選挙で、8月の総選挙で大勝利をしているわけですが、これは民意でございますね。ですから、人事院もその民意に基づいて、国家公務員制度の改正を視野に入れて、今国会でその法案が民主党から提出されることになるわけですが、まず、待遇面で、非常に国家公務員及び地方公務員の待遇が民間に比べてよろしいということに大きな問題があります。これが、国会で審議されれば、多分、与党が多数を決めていますから、多数決で100%会期内に審議されれば可決されると思います。それを想定して利根町議会でこれを提案したことは、僕は正しいことだと思っています。

それから、2点目、これが最も大きな問題です。

利根町の財政状況はどうなっているか。利根町の財政が許すならば、私は、職員の給料を下げたいと思いません。しかし、利根町の財政はそんなに豊かではありません。毎年、赤字ですよ。財政基金から取り崩し、さらに不足分を町債を発行しているじゃないですか。その中で職員の給与を上げていくことができますか。私の耳には、多くの住民から利根町の財政はどうなってんだと、破綻寸前じゃないかと。毎年赤字でしょう、人件費が高過ぎますよ。過去は3年くらい前までは25%、4分の1が人件費で消えていましたよ。現在何%ですか、23%超えていますよ。こういう状況の中で、職員の給与を引き下げるのは残念ながらやむを得ませんね。それから、私の耳にはもっといろいろな声が聞こえています。議員の数も多いじゃないかと、議員報酬だって考えたらどうだと、僕もそう思っています。

町の財政再建のために、僕らでできること何だろう。一つは歳出の削減。もう一つは、僕はいつも言っています。歳入の増を図ること、積極果敢な町の活性化。今、それに打って出ることも大事です。

こうした観点から、職員の方々には大変申しわけありませんが、利根町の財政を考えたときに、将来豊かになったときにはできるだけ職員の待遇も見直すということを条件に、現在非常に苦しい財政状況の中ではやむを得ないことだろうと思っています。

以上、2点、国家的な観点、それから利根町の財政状況、この二つの面で、私は賛成をいたします。

以上です。

議長（若泉昌寿君） 総務課長の方から、先ほどの答弁の訂正がありましたのでという申し出があります。

ここで許可します。

総務課長飯田 修君。

〔総務課長飯田 修君登壇〕

総務課長（飯田 修君） 討論の後の訂正で、大変申しわけございません。先ほど岩佐議員の質問の中で、私の理解不足から間違った答弁をいたしましたので、訂正をさせ

ていただきたいと思ひます。

参考資料の2ページ、3ページですけれども、第20条の3につきまして再任用職員の率を100分の160から100分の150に改めるのは下げ幅が少ないのではないかというご質問に対しまして、再任用職員であるということからこの程度かと答弁したかと思ひますけれども、この改正案の100分の150につきましては、前項の2ページになりますが、右下の第2項の期末手当の額ということで、ここで100分の160を100分の150に訂正してございまして、改正してございまして、これを第3項に生かしているということで100分の160が100分の150になるのではなくて、もう3項では100分の150というのを前項で規定してございまして、これを100分の80に改めるということでございまして、私の理解不足で大変ご迷惑をおかけしました。訂正をさせていただきたいと思ひます。

議長（若泉昌寿君） 訂正の説明が終わりました。

引き続き討論を行います。

次に、反対の方の発言を許します。

次に、賛成の方の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（若泉昌寿君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第70号 利根町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（若泉昌寿君） 起立多数です。したがって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

再開は11時30分といたします。

午前 11時 21分休憩

午前 11時 30分開議

議長（若泉昌寿君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

先ほど守谷議員の討論の中で訂正したいという申し入れがありましたので、これを許します。

4番守谷貞明君。

〔4番守谷貞明君登壇〕

4番（守谷貞明君） 私の先ほどの発言、賛成の討論の中で、大変申しわけないことに個人名を出したことにつきまして、訂正しておわび申し上げます。大変申しわけありませんでした。

今、注意されました。削除を求めるかどうかということなんで、削除していただければありがたいと思います。

以上です。

議長（若泉昌寿君） 日程第6、議案第71号 利根町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

補足説明を求めます。

水道課長福田 茂君。

〔水道課長福田 茂君登壇〕

水道課長（福田 茂君） それでは、議案第71号 利根町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例につきまして補足してご説明いたします。

このたびの改正は、利根町職員の給与に関する条例の一部改正に伴いまして、これと同様に住居手当に関する規定を改めたいので、提案するものでございます。

改正内容につきましては、議案第71号の参考資料の新旧対照表によってご説明いたします。

現行の住居手当の規定でございます第6条第1項第1号、それから第2号につきまして、右側の改正案のとおり、第6条 「住居手当は、自ら居住するため住宅を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っている職員（管理者が指定する者を除く。）に対して支給する」と改めるものでございます。

また、附則で、この条例は平成21年12月1日から施行するとするものでございます。

以上で、説明を終わります。

議長（若泉昌寿君） 説明が終わりました。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（若泉昌寿君） 異議なしと認めます。

では、議案第71号 利根町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（若泉昌寿君） 起立多数です。したがって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

議長（若泉昌寿君） 日程第7、議案第72号 平成21年度利根町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

補足説明を求めます。

企画財政課長秋山幸男君。

〔企画財政課長秋山幸男君登壇〕

企画財政課長（秋山幸男君） それでは、議案第72号 平成21年度利根町一般会計補正予算（第5号）について補足してご説明申し上げます。

7ページをお願いしたいと思います。

まず、歳入でございますが、款17繰入金、目1 財政調整基金繰入金で288万4,000円を増額するものでございます。これは、今回の補正予算の財源として基金から繰り入れを行うものでございます。

次に、8ページをお願いいたします。

歳出でございますが、款1 議会費から14ページの款9 教育費までの節2 給料、節3 職員手当等及び節4 共済費の人件費でございますが、これは平成21年10月1日付の人事異動に伴うもの、及び平成21年6月の第2回利根町議会定例会におきまして、議案第35号として議決をいただきました利根町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例により、給与の特例に関する適用期間が平成21年11月30日までとなったことに伴うものでございます。

議長（若泉昌寿君） 説明が終わりました。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（若泉昌寿君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第72号 平成21年度利根町一般会計補正予算（第5号）を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（若泉昌寿君） 起立全員です。したがって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

議長（若泉昌寿君） 日程第8、議案第73号 平成21年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

補足説明を求めます。

町民生活課長高野光司君。

〔町民生活課長高野光司君登壇〕

町民生活課長（高野光司君） それでは、議案第73号 平成21年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について補足してご説明申し上げます。

4ページお願いいたします。

事業勘定でありまして、今回の補正につきましては、10月の人事異動等に伴います人件費の補正であります。

初めに、歳入についてご説明申し上げます。款4繰入金、目1財政調整基金繰入金で64万8,000円の増額となっております。今回の補正財源を、財政調整基金を取り崩して充当するものであります。

続きまして、歳出でございます。款1総務費、目1一般管理費で、同じく64万8,000円を増額するものであります。これは、人事異動等に伴います人件費の増であります。

議長（若泉昌寿君） 説明が終わりました。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（若泉昌寿君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第73号 平成21年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（若泉昌寿君） 起立全員です。したがって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

議長（若泉昌寿君） 日程第9、議案第74号 平成21年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

補足説明を求めます。

都市建設課長飯塚正夫君。

〔都市建設課長飯塚正夫君〕

都市建設課長（飯塚正夫君） 議案第74号 平成21年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について補足説明いたします。

4ページをお開きください。

初めに、歳入でございますけれども、繰入金であります。これは、歳出の補正に伴います財政調整基金からの繰入金12万6,000円を繰り入れるものでございます。

次に、歳出でございますけれども、公共下水道建設事業費で8万円、公共下水道維持管理費で4万6,000円を補正するものでありますけれども、これは給料と手当をそれぞれ増額するものでございます。これは、議会で条例改正されたものに伴うものでございます。

議長（若泉昌寿君） 説明が終わりました。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（若泉昌寿君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第74号 平成21年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（若泉昌寿君） 起立全員です。したがって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

議長（若泉昌寿君） 日程第10、議案第75号 平成21年度利根町水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

補足説明を求めます。

水道課長福田 茂君。

〔水道課長福田 茂君登壇〕

水道課長（福田 茂君） それでは、議案第75号 平成21年度利根町水道事業会計補正予算（第3号）につきまして補足してご説明いたします。

2ページをお開き願います。

3条予算の収益的収入及び支出で、支出の補正でございますが、款1水道事業費、項1営業費用、目3の総係費で317万3,000円を増額補正しまして9,020万5,000円とするものでございます。これは、10月1日付の人事異動に伴う給料、手当、法定福利費等の増額分でございます。

以上で、説明を終わります。

議長（若泉昌寿君） 説明が終わりました。

これから本案に対する質疑を行います。

11番飯田 勲君。

〔11番飯田 勲君登壇〕

11番（飯田 勲君） ただいま議案第75号の説明をいただきましたが、1点お聞かせいただきたいと思えます。

3ページの総括という中で、補正前は職員数7人、補正後は8人ということですが、もともこれは8人だったのが欠員があって7人であったのか。それとも、いろいろな事業が多くて8人に増員されたのか、お聞かせください。

議長（若泉昌寿君） 水道課長福田 茂君。

〔水道課長福田 茂君登壇〕

水道課長（福田 茂君） 職員の増につきましては、現在まで7名でやっていたところ1名増ということでございますが、こちら、皆さんご存じのとおり、きょう、この後、全協の方でもお話ししますが、水道事業の統合に向けてどうしても事業がふえてくる。前倒し事業、それから、利根町浄水場の方が配水場になりますので、それに伴った工事がこれから今後出てきますので、その準備段階ということで今増員してございます。

議長（若泉昌寿君） 質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（若泉昌寿君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第75号 平成21年度利根町水道事業会計補正予算（第3号）を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（若泉昌寿君） 起立全員です。したがって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

議長（若泉昌寿君） 以上で、本日の臨時会の議事日程は全部終了いたしました。これをもちまして、平成21年第2回利根町議会臨時会を閉会いたします。なお、第4回定例会は12月4日の開会を予定しております。ご苦労さまでございました。

午前11時47分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

利根町議会議長 若 泉 昌 寿

署 名 議 員 高 木 博 文

署 名 議 員 能 登 百 合 子